

まちの弁護士がこたえる

連載⑤

# くらしの法律相談所

## 「医業経営コンサルタント」とは?

**Q** 私は、皆川さんの経営する「旭川総合法律事務所」のホームページを定期的に閲覧しているのですが、先日、ホームページ上の新着情報の中に、皆川さんが「医業経営コンサルタント」の1次試験を受けたという記事が掲載されました。「医業経営コンサルタント」とはどのような資格なのでしょうか。

て、今回は、私が先日1次試験を受験してきた「医業経営コンサルタント」の資格についてのご質問にお答えいたします。

### ① 資格の概要について

「医業経営コンサルタント」は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が、運営し認定している認定資格制度です。

**A** いつもホームページをご覧になつていただきありがとうございます。さ

て、今回も、私が先日1次試験を受験してきた「医業経営コンサルタント」の資格についてのご質問にお答えいたします。

実現を図り、患者さんを中心に入々が安らぎを感じる「より良い医療」を供給できる体制づくりをお手伝いすべく、事業を推進していくべき医業経営コンサルタントは、変化する社会のニーズに即応して、医業経営を多面的にとらえ、最適な医業経営システムの構築を強力にサポートしています。

具体的には、資格の取得に当たっては、指定講座の受講、1次試験の合格、2次試験（論文の審査）という段階を経て、資格の認定がなされます。さらに、資格取得後も、資質と能力の向上を図るために、生涯研修として継続研修の履修を義務づけられています。

② 業務内容について

同協会のホームページによれば、「医業経営コンサルタントは、医業（病院、歯科医院、介護施設等の医業機関）にトナーとしてさまざまな経営課題を解決するプロフェッショナルであり、医業経営のパートナーとして、医業経営の健全化・安定化の

資格は、弁護士の業務と直接関係するものではありません。しかしながら、当事務所においては、医業機関の経営上生じる法律トラブルにとどまることなく、経営上の課題（例えば、事業承継、M&A、人事労務管理、経営戦略立案業務、関連法律の改正等）にも対応することができます。私が、このような資格を取得しようと考

えています。

③ 試験制度と研修

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会では、医業経営の健全化・安定化に貢献し、国民医療の向上に寄与するという目的のもと、一定の資格要件を満たした者に「医業経営コンサルタント」としての資格が認定されています。

具体的には、資格の取得に当たっては、指定講座の受講、1次試験の合格、2次試験（論文の審査）といふ段階を経て、資格の認定がなされます。さらに、資格取得後も、資質と能力の向上を図るために、生涯研修として継続研修の履修を義務づけられています。

④ 弁護士業務との関係

以上のとおりであり、「医業経営コンサルタント」の業務内容は、

旭川弁護士会所属弁護士

皆川 岳大

旭川東高・北海道大学法学部 卒業

旭川総合法律事務所

旭川市3条通9丁目  
(緑橋通り)551-2  
TEL 0166-76-1087  
FAX 0166-76-1187

